

法定任務Ⅲ 円滑な金融等

基本目標Ⅲ－３ 金融機関等が犯罪に利用されないこと

重点目標	Ⅲ－３－（１） 金融機関等がマネー・ローンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと
政策	Ⅲ－３－（１）－① マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化 Ⅲ－３－（１）－② 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

【評価結果の概要】

マネー・ローンダリング及びテロ資金対策については、疑わしい取引の届出件数が年々増加しており、情報を提供した捜査機関等において活用されています。引き続きFATF勧告の国内実施に向けた対応や国際会議に積極的に参加する必要があります。また、19年4月にFIUが国家公安委員会（警察庁）に移管されましたが、今後も連携をとりつつ、研修会等を通じて金融機関等に対して制度の周知を図っていく必要があります。

金融機関の預金口座の不正利用については、業界団体を通じて各金融機関に対して本人確認の更なる徹底、必要に応じて預金取引停止又は預金解約を行う等の適切な口座管理に努めること等を要請しました。金融機関においては、当局からの情報提供を基に行ったものを含め、18年4月から19年3月までの間に、41,606件の利用停止、32,622件の強制解約等の措置を行っており、預金口座の不正利用防止に一定の効果がみられたものと考えています。